

# 八王子地区保護司会だより

第 108 号

平成 31 年 3 月 15 日発行

発行 八王子地区保護司会

編集 広 報 部

電話 042-657-4928



「霜柱」（佐藤益國撮影）

## 再犯防止を八王子から

八王子地区保護司会

会長 内田 實



「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成 28 年 12 月に施行されてから早いもので 2 年が過ぎました。現在は東京都が「地方再犯防止推進計画」を策定中であり、いよいよ今年度は八王子市でも計画を策定、実施して頂く時期になりました。

国的基本的施策には 11 条から 23 条に記されていますが、その内容は新たにゼロからスタートさせるのではなく、現在の活動を見直し充実させていけば対応できると考えます。八王子地区で行われている社会を明るくする運動、いちょう祭り等での啓発活動、八王子市子ども若者サポート事業、サポートセンターでの青少年サポートネットはちおうじでの相談窓口の開設、学校との連携では生徒会、生活指導主任、校長会との意見・情報交換会、学校運営協議会への参加等連携を深めて

います。又、就学支援については八王子 BBS 会に熱心に取組んで頂いております。就労支援については平成 13 年から協力事業主会が活動をしてきましたが、再犯防止法の柱になることから多業種の事業主にも幅広く参加して頂く為、昨年 5 月に組織の改編をし、充実を図って頂きました。更生保護女性会には更生保護施設の支援などで協力を頂いております。医療や社会福祉の分野は民生・児童委員、社会福祉協議会、医療関係の機関と団体、防犯関係の団体との連携が必須だと考えます。再犯防止の推進には各分野で行われている事業を一元的に統合して実行しないと十分な成果は得られないと思います。例えば関係部門を統合した「再犯防止推進協議会」のような組織が必要だろうと考えます。再犯防止の実を得るには関係者、一人ひとりが再犯防止の意識を高め、携わることによって国民への啓発が図られていくものと考えます。

**八王子市更生保護  
協力事業主会から皆様へ  
～ご支援とご協力を（2）～**

八王子市更生保護協力事業主会  
会長 森屋 義政



「協力事業主会」の役割は、犯罪や非行をした人が再犯・再非行を繰り返さず、今までの生活環境を変えて社会の一員となり、就労して社会環境を理解することだと思います。本人が収入を得て生きがいを見つければ、「再犯再非行防止」に繋がります。「協力事業主会」はできる限り相談に乗って、間違った道に進まないように協力します。現在は様々な職業がありますので、職業の選択肢を広げ受皿を大きくして誰もが対応できるようにと考えています。現在、建設業・運送業・老人介護・サービス業等ですが、色々な職業の方を募集していますので、以前事業主会に参加されていた方でも賛同していただける方は入会をお願いします。

今年度の活動は 7 月 12 日（木）保護司会事務所で役員会を開催、会則や基本説明をしました。10 月 23 日（火）地域活動推進協議会として、八王子市生涯学習センターで、八王子ダルク施設長による「薬物とダルク施設の現状について」の講演をいただきました。11 月 30 日（金）には自愛会において協力組織部と共に施設見学と施設長より「自愛会の現状について」の説明をいただきました。12 月には広報活動として平山郁夫画伯のカレンダーに「協力事業主会」の名称を入れて、学校や金融機関に配布しました。

現在「協力事業主会」は企業として 10 社、保護司 15 人の 25 名になりました。犯罪や非行をした人に就労支援することにより雇用の推進や善良な市民になってもらい、孤立させることなく新しい生活環境を築くことが出来るよう努めています。生活に楽しさを感じるようになれば、希望が持てる良いサイクルが生まれ再犯防止になります。ぜひ皆様のご協力により「やる気にさせる」をテーマとして進めていきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

**SST 研修会に参加して**

研修部長 三橋 正行



平成 30 年 11 月 22 日（木）エスフォルタアリーナ八王子（八王子市総合体育館）で SST 普及協会認定講師・河島京美氏による研修会がありました。

SST とは、Social Skills Training（ソーシャルスキルトレーニング）の頭文字で、日本語では、「社会生活技能訓練」「対人スキル訓練」などと訳されます。スキルとは、能力（できる力）のことです、SST は、特に対人行動能力（人が人に関わる能力、相手から良い反応が返ってくるようにする能力）を伸ばすように支援する方法だそうです。

そこで、アシスタントの鈴木隆之氏と小林浩史氏（共に練馬区社会福祉協議会・豊玉障害者地域生活支援センターきらら職員）が保護司と対象者の役割でロールプレイをやってくださいり、その後、受講者 41 名が円陣を作って番号を 1・2 と掛け合

い、1 の人が保護司という設定で、互いにその役になりきり、原稿を読み合いました。保護司が「最近どうですか？」と問い合わせを発すると、「何とか大丈夫」と対象者が応じます。続いて、場面づくりに移行し、1 回目の練習をはじめ、正のフィードバック、さらに良くする点、モデリング、2 回目の練習をはじめ、正のフィードバック、練習のポイントを確認し、実行する日を決め、報告の約束をするという流れになります。対象者がボソッと「親に謝りたい」という台詞が核となります。

一度台本を読み合わせ、保護司役の対応が良かったところを全員が発表します。続いて、役割を交代し、保護司役の対応の良かったところを発表し合います。一堂に会して保護司同士が話し合うといった経験が少ない受講生にとって、分区に関係なく初対面ということも奏功して、大変和やかなひとときとなりました。また、受け手と送り手の立ち位置、対象者の心理にも触れ、相手を褒めることの意味深さをいみじくも感じた次第です。

## 小・中学校生活指導担当者との協議会

### 学校担当委員会主催

平成 30 年 11 月 9 日（金）八王子市教育センターで、上記研究協議会が開催されました。本協議会は定例で開催されるのですが、今回は 8 月末に市内中学校で大変不幸な出来事があつただけに、大変緊張した協議会となりました。

冒頭に、平澤委員長より保護司の職務と活動、学校との連携の必要性が述べられ、その後小・中学校の各グループに分かれて各学校の現状・課題が話されました。その中で、集団指導や学習に馴染めない生徒、課題のある保護者・家庭がクローズアップされ、それぞれに対応しなければならない学校の苦衷が吐露されました。こうした現状を受けて、学校運営協議会（保護司も参画している学校も多い）での支援、学校担当者が保護者・家庭と対応する時の側面的な支援が必要なことが話され、学校と保護司会の不断の情報交換は問題解決に当たっての大変な課題であると思われました。

## 市立中学校長会との意見交流会

### 学校担当委員会主催

11 月 27 日（火）、八王子市生涯学習センターで、市立中学校長会との意見交流会が行われました。市立中学校からは 5 名の校長の参加があり、冒頭に大熊会長（松木中学校校長）より、現在の市立中学校の「不登校」に関する状況についての講演があり、その後分区に従って 4 グループに分かれて、熱心な協議が行われました。

中学生の健全育成を目指し、その悩みや各生徒が持つ課題を理解するために、中学生が地域で育つ大切さ、地域で見守る大切さ、保護司としてできることなど、具体的な展開について具体的な提案もありました。また、中学校からはスクールカウンセラーの役割は重要で、増員されると大変効果的という希望も出されました。交流会後には、高尾山学園の黒沢校長より高尾山学園の現在と「不登校」についての講演があり、不登校の子ども達の理解とその働きかけについて非常に意義深い示唆が得られました。

## 多摩連主催保護司全体研修会

### 講演「発達障害の理解と対応」

講師：宮本 信也 氏（白百合女子大学教授）

平成 31 年 1 月 23 日（水）たましん RISURU ホールにて、上記研修会が開催されました。

宮本教授は、わが国における「発達障害」研究の第一人者で、その著書には「保護司のための発達障害 Q&A」があります。私達保護司が遭遇する対象者の中にも当然発達障害がある者の存在が想定されます。そこで、保護観察には、発達障害そのものの理解と対象者に応じた処遇の仕方とが不可欠と考えられます。宮本教授は、発達障害の特性の理解、対応と支援の実際について、保護司の保護観察の実例に触れながら講演されました。

中でも特に心に残った指摘は、「保護観察において、最も注意しなければならないことは、こちらが話したことが、こちらが思っている意味で通じていないことがある」というもの、発達障害のある対象者にはその特性を理解して面接する技術も必須であると思われた有意義な研修会でした。

## 「東日本成人矯正医療センター」の見学

### 研修部主催

平成 31 年 2 月 19 日（火）、東日本成人矯正医療センターを 30 名の保護司で見学しました。

本センターは平成 30 年 1 月、昭島市にある広大な基地跡地、もくせいの杜に「国際法務総合センター」の一区画に開院され、1 年が経過しました。現在は収容定員 580 名のうち 282 名が収容されているそうです。

東日本成人矯正医療センターは、全国の矯正施設から高度の専門的な医療が必要な対象者を集め治療し、元の矯正施設や地域の病院に戻すのが目標です。実際には手術または治療して帰せる場合と、緩和ケアが中心になる場合があるとのことです。また、重度の精神疾患や薬物による精神疾患の対象者も収容、治療と生活訓練、さらに社会復帰、再犯防止のための改善指導を行っているということです。また経営には、PFI（官民協働体制）を導入し積極的に地域と社会との連携を進めているとのことで、その存在は各地から大きな期待が寄せられているとのことでした。

## 「担当事例からみえてきた 再犯、再非行の防止」

みなみ分区 条田 孝子

# 特集 私の考える再犯

### はじめに

みなみ分区では例年自主研修を行っている。平成 30 年 3 月 15 日の研修では、約 20 名の参加者を 4 組に分け、各保護司が担当した事例を持ち寄り各組で話し合った。その後、各組の代表者がまとめて全員に報告し結果を共有した。このまとめを、守秘義務に抵触しないことを最大限考慮した上で報告し、再犯、再非行の防止に保護司としてできることを考察したい。なお、事例の掲載にあたっては守秘義務に抵触するがないよう、みなみ分区担当の尾崎文子主任官に多大の教示を受けたことを付記する。

### 1 成人事例

#### (1) アルコール依存症

保護観察期間中に関わらず再三再四飲酒を繰り返し、結果職質に反発し公務執行妨害の再犯に及んだ。

その後 AA（アルコール依存症患者の自助グループ、匿名で参加）に通い、断酒、服薬、就労を継続して「他人は変えられないが自分は変えられる」と、過去と訣別する努力をした。

保護観察開始当初の対象者への注意や叱責が高圧的に感じられたのかと反省し、話を丁寧に聞くように心がけた。対象者が多くを語ってもらい、保護司は聞き役に徹したこと、次第に心を開いてきた。

また、作業所では信頼されるようになり、家庭では父親の死後老母を介護するなど、責任感が芽生えてきて対象者自身が自覚したことが大きく、ここで自尊感情を刺激する働きかけも有効であった。

#### (2) 窃盗癖（クレプトマニア）

（「更生保護」誌 2018 年 3 月号 20 ページ以下参照）

未成年時から自分の意思とは無関係に万引きを繰り返す。

これは窃盗癖ではと疑問をもち、「なぜ万引きをやめられないか」を解説した書物を読むように勧め、対象者も自身の万引きが依存症であることを認識した。仮釈放後は就活よりも治療を優先し、クリニック通院。

面接時は強い言葉も用いたが同時に話をよく聞いたこと、周囲の者の対象者に対する理解が役立った。

なお、刑務所では依存症への対策が十分になされていたとは思われない。

#### (3) 薬物依存

覚せい剤取締法違反。約 10 年前にも同罪で逮捕歴があった。

幼子のいる家族との生活を中心に将来のことを考えるよう指導していた。本人もやる気であった。

次第に安定した仕事にも恵まれ順調であったところ、病に倒れた。家族とも別れ療養を余儀なくされたが、保護観察が終了する月に死亡した。

#### (4) 窃盗

義務教育は終えたがほとんど登校していない。父親のつてで中卒後職に就いたが、離職しホームレスになり窃盗、保護観察付き執行猶予となった。しかし、行方不明を経て窃盗で実刑。半年後仮釈放となり再度保護観察。関係書類には精神疾患と記されていたが、通院していない。

家族関係が希薄で父親は、自分の息子がどこの刑務所に入っていたかも知らず、母親とも会話はなく、食事を作ってもらったこともない。新聞やテレビも見ず世間とは無縁の日々で、何のために生きているのかわからないと言う対象者。無気力で無口な人の心を開く難しさを感じた。

#### (5) 強盗

学童期の自転車盗に始まり、窃盗・恐喝で少年院、次いで強盗で少年刑務所へと犯罪が深化していった。

万事義理堅く来訪は欠かさなかった。長期に及ぶ施設収容で自分は変わることができた、もう再犯は絶対にしない、と半年余りの保護観察で言う。これを信じ、生活上の独立など将来の生きがいや希望がもてるように指導し、また、焦らずに地道な生活の中で目標を実現するようにと常に話をしていた。

しかし、観察期間終了後一年余で窃盗・傷害等の再犯に至った。

### 2 少年事例

#### (1) 窃盗・強盗

家庭内暴力を受けて育った。就労しても長続きせずトラブルを起こし、仕事のストレスから家庭内で暴力をふるうようになった。

少年院を仮退院後、住居近くの店で働き始めた。不真面目な態度であったにもかかわらず、店主が幼い頃からの顔なじみと温かい目で見てくれた。が、

# 再非行防止 No.5

その店を辞め、住み込みの仕事を始めたが長続きせず、更生保護施設にも居られなかった。ほかの住み込みの仕事を始めたという連絡を最後に音信不通となつた。

家庭環境や短気な性格に加えて、対象者が自分に都合のよいウソをつくのを容認したことが裏目に出てしまつた。

## (2) 暴行

仲間はずれにならないようにと事件に加担した。一方で良い友達もいて、「悪いことは悪い、と自分が忠告していればこのようなことにはならなかつたのに」と言われ、立ち直るきっかけをつかんだ。

学業を怠らないようにしながらアルバイトにも励み、家庭にも恵まれていると悟ったことで、自分の過去を反省したようだつた。

対象者を普通の少年として扱つたこと、ことあるごとに謝罪の気持ちと更生を誓わせたこと、さらに家族や雇い主が温かい目で助力を惜しまなかつたことが、指導と相まって好結果を生んだ。

## (3) ぐ犯

家庭も高校もつまらない、性的興味のおもむくままに出会い系サイトを利用して手軽に金を得られる売春を繰り返す。その結果、反社会的集団関係者に取り込まれそこに恋愛感情が生じた。交際を、父親不在の家庭にあって母親の反対にあい家出を繰り返す。

学童期に発達障害と診断され入院歴もあったので、そこで適切な支援がなされていれば、長じてのぐ犯行動には至らなかつたのではないかと思われる。

一時家に落ち着いた時期もあって、高卒の資格を取ろうとする意欲をもち、教科書を広げたこともあったが、成果が上がる前に再び家出した。もはや保護司の手は届かず、遵守事項の「反社会的集団との接触を避けること」など意に介することはなかつた。

## 3 事例を通じて学んだ処遇上の留意

成人の対象者は不遇な過去をもち、家庭にも恵まれず、経済状態もひっ迫していることが多い。さらに自己肯定感をもてないでいる対象者に対し、監視や強制では相互信頼を築くことはできないことに留意しなければならない。

一方少年の場合、家庭では自分が大切な存在であると自覚し安心することができないでいる。学校では問題行動の多い少年として排除の対象となり、居場所を見つけられないまま孤立し非行に走る。迷いや葛藤から自分に都合のよい話をする傾向もあるので、関係書類をうのみにせず、面接を通じて保護司自らの視点で少年の短所・長所や潜在能力を探し出して少年に伝えることも信頼関係を築く一助になる。

「何を言っても無駄」と殻に閉じこもる、反対に「保護司に何がわかるか」と反抗的になる対象者。保護司は原因や動機だけで判断することは危険であると認識する必要がある。彼らの心を開くには、「お節介」であることに留意しつつ、「本当に大変だったね」と心から言える関係を構築できるかにかかる。

## 4 再犯、再非行の防止に保護司のできること

- ・アルコールや薬物依存の対象者は、仕事のつらさ、孤独感から、ついたま、という経過をたどることが多い。これに上手く対処するために「自発的に」自助グループに参加するような指導と、過去の鬱憤や現在の寂しい状況を聞きだして「自分の話に共感する他人が存在すること」を対象者に分かってもらうことが重要である。
- ・家族の支援が重要であることを認識すること。特に少年対象者には、家族、友達、雇用主が同じ目線で対象者に接し、担当保護司がこれを効果的に活用する指導が好結果を生むことが多い。
- ・更生保護関係機関と民間の社会資源の活用を進めるために、情報の共有が必要である。保護司自身の地域での役割、経験豊富な得意分野をリスト化して助言を求めるのに役立てる。
- ・保護観察の成功失敗は、観察期間が無事に終了したか否かだけではその時点での判断に過ぎない。「切れ目のない見守りと支援」のために更生保護施設自愛会で実施されているフォローアップのような支援も必要である。

## おわりに

保護司は、対象者の再犯・再非行のリスクは不可避であることを前提としつつ、対象者の社会復帰を目指す。地域社会に根ざしているが、処遇経験や活動条件も異なる民間ボランティアにすぎない保護司にとって、主任官のその時々の適切な助言は「実効性の高い官民協働」に資するものである。特に薬物対象者等、専門性を要する事例においては主任官の知見に基づく指導助言は不可欠である。

## 平成30年度薬防協活動について

平成 30 年度の「八王子いちょう祭り」には、今年度も地域活動部と薬防協が中心に「薬物乱用防止キャンペーン」が展開されました。八王子市立中央図書館の前のテントには薬物乱用防止の市内中学生のポスターの優秀作が展示され、保護司と市役所職員によって、薬物乱用防止の呼びかけパンフ、記念品が配布されました。この活動には毎年必ず大きな反応があり、「いちょう祭り」の参加者との間に会話が多く生まれ、本キャンペーンの訴えが市民に届いています。

今年は、薬物乱用防止のポスターを描いて応募し優秀作として展示されたひとりの中学生がテントを訪れ、そのご家族とともにキャンペーンを盛り上げて下さいました。ほんの小さなことでも、配布した花の種のようにいつかどこかで咲くのではと期待できたひとときでした。

## 平成30年度顕彰者紹介 おめでとうございます

### 法務大臣表彰

八木 雅子（みなみ） 畑野 和子（高尾）  
長谷部好昭（東） 山田 正敏（西）



## 退任の保護司紹介

～長い間、お力をいただきました～

石田 秀子（東）	平成 4 年 12 月初任
吉田 隆明（みなみ）	平成 16 年 12 月初任
阿部かな枝（高尾）	平成 17 年 9 月初任
佐々木武磨（高尾）	平成 18 年 12 月初任
山崎 黙介（中央）	平成 18 年 12 月初任
名取 雄三（東）	平成 20 年 5 月初任
足立 直哉（中央）	平成 28 年 12 月初任
瀧澤 澄枝（東）	平成 29 年 9 月初任

## 平成30年度「地域別定例研修」

### I 「良好措置、不良措置」

南主任官 6 月 1 日・12 日

良好措置、不良措置の要件や措置の効果が整理され、保護司の処遇における留意点についての理解を深めた。保護司が主任官と綿密な連絡をとり、対象者の更生のためにきめ細かい処遇をすることが大切と。

### II 「薬物事犯者の処遇について」

尾崎主任官 10 月 2 日・11 日

「刑の一部の執行猶予制度」で約 500 人が対象に。薬物事犯者が増える中、保護司の面接の実際を学ぶ。薬物対象者の不安や孤立感を減少させ、周囲の期待感、就労支援が再犯をしない一歩になると。

### III 「再犯防止と地域連携」

篠田主任官（平成 31 年）2 月 1 日・12 日

これまでの再犯防止各施策の意義と現在。国、地方の具体的な動きと方策の説明。現在東京都で推進計画の具体案が検討中、次年度は八王子市で。再犯防止のためには「居住と就労」の確保が最も有効と。

## 平成30年度「社会参加活動」

- 11 月 11 日（日） 松木地区・太田川緑道  
36 名参加（対象少年 4 名）
- 11 月 11 日（日） ひよどり山中学校  
20 名参加（対象少年 3 名）
- 11 月 25 日（日） 高尾山学園  
53 名参加（対象少年 6 名）
- 平成 31 年 3 月 10 日（日） 坐禅会（興福寺）

## 新任の保護司紹介

平成 30 年 12 月付発令



山本 法史（中央）

小西 知子（みなみ）

## リレーエッセイ

### ～私の保護観察～

みなみ分区 植田 典仁



早いもので保護司を拝命してから今年で 9 年が経とうとしています。この間数名の少年と関わりましたが、有難いことにはほとんどの子が素直で礼儀正しく、さしたる問題もなく観察期間内に立派に更生していました。唯一今担当している子が少々問題を起こしていますが、何とか順調にきています。これも偏に保護観察所の皆様、保護司会の皆様および家族の理解のおかげと感謝しております。私は保護観察を行う上で簡単な課題を毎回出すようにしています。その課題の内容とはまず始めに「今までの自分について」箇条書きでよいので 10 項目書いてきてもらいます。そして二回目以降は彼を取り巻く環境や人—父、母、学校の先生、職場の先輩等—について毎回 1 つずつやはり箇条書きで 10 項目書いてきてもらいます。そしてこの 10 項目に関して話を聞いていきます。例えば「母親の料理はおいしい」と書いてきたら、「君はお母さんのどんな料理が好きなの」というような話ですが、これを繰り返し毎回進めていくと、彼を取り巻く環境や人に関してどう思っているのかがだんだん理解できます。少しずつ自分を理解してもらっていることを本人が気づきだと、お互いの距離が少しずつ縮まって行くような気がします。そして最後に「今の自分について」10 項目書いてきてもらいます。一番始めに書いてきた「今までの自分」と見比べて少しでも成長が見えたとき、彼と一緒に喜びを分かち合うのが私の楽しみとなっています。

話は変わりますが、私は昨年の 4 月から書道を習い始めました。まさに 50 過ぎての手習いです。はじめは師の圧倒されるような素晴らしいお手本を前に為すすべもありませんでしたが、心を入れ替え姿勢を正し何十枚も書いていると、少しずつまとまってくる自分の字を見て、ほんの少しの喜びを糧にこれからも続けて行きたいと思います。私は昔から「道」と付くものが好きみたいで、保護観察につきましても、その子に合った道を一緒に探していくよう努力していきたいと思います。

## 趣味悠々

### ～下手の横好き！写真撮影～

西分区 立川 道雄

写真是下手の横好き、日頃からカメラを座右に置いています。何を写すということもなくただ近くに置いていました。では何を被写体にするのかと言えば、普段見慣れている景色や動物の動き、又自然の光による景色の変化等々無数に存在しています。例えば、机に向かっている時、ドライブをしている時、その時に見たままの風景を写真に収めることに自分なりの生きがいを感じ、誰に見せるでもなく自分自身で出来栄えを見て一喜一憂していました。

そんな時、私が撮った分区会のスナップ写真を見た佐藤益國先生から保護司会の記念写真を撮る手伝いを依頼され、自信のないままお引き受けしました。その最初の仕事は、東京更生保護事業関係者顕彰式典でした。何分このような公式の場の写真撮影は初めてのことでの不安と緊張に駆られながらカメラのシャッターを切り続けたことは、今も忘れられない経験です。

写真撮影は現在も続けています。早春には蝟梅、山茱萸、万作、陽春には枝垂れ桜、名も知ぬ虫たちの行動。夏には梅雨に濡れる紫陽花、里芋の葉に置く雫。秋には夕日に映える奥多摩の山々や靈峰富士、素晴らしい雪景色。鎮守の神様の秋祭り、お正月のどんど焼きなど、気が向くままに写して未来に残したいと写真に撮り続けています。

写真是、その時々に起こる色々な事象や人々との出会いそして生活の営み等、一期一会となるものを残し、様々な感動を与えるものと自分なりに感じており、これからも下手な写真を撮り続け、大いに自己満足に耽りたいと思っています。



## シリーズ

## 保護司によるハ王子探訪

## 高尾山の野草

みなみ分区 佐藤 益國

豊かな植生に恵まれた高尾山は、植物愛好家にとってもまた聖地と言って決して過言ではありません。植生は 1,600 種を超えて、固有種も見ることができます。それは高尾山が温帯と亜寒帯の狭間に位置し、奈良天平の昔から靈山として手厚く守られてきたからにはなりません。この恩恵に感謝しつつ撮影した花々の幾つかをご紹介します。

ザゼンソウ（座禪草）



高尾山では1年で最も早く顔を見せる野草の一つ。仏炎苞を被り静かに座禅を組む僧侶…。純白の雪の平原に顔を出すこの花は、25℃にも発熱し周囲の雪を溶かします。

ハナネコノメソウ（花猫の目草）

飛沫のかかる岩に群生する。目を凝らすと 5mm ほどの白花に赤い薬が 8 本突き出ていて美しい。名は果実に割れ目が生じ、その形が猫の目に似ることによります。



ニリンソウ（二輪草）



スプリング・エフェメラル（春の妖精）の一つ。やや湿り気のある落葉樹の林縁などに屢々群生。半日陰に、他の植物に先駆けて花を開き、あっと言う間に影も形も消えてしまいます。

ユキヤブケマン（雪蘚華鬘）

紫や黄色の華鬘はよく目にしますが、この白色にはめたにお目にかけません。二年草であるためでしょうか。近縁種に白蘚華鬘があります。



ムヨウラン（無葉蘭）



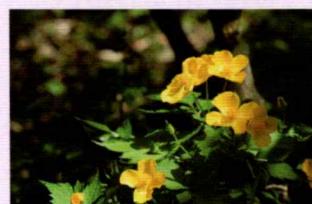
一見、枯草のようにも見えますが、葉をつけず葉緑素もない。すべての栄養素を根に共生する菌に依存。花には唇弁があり蘭の特徴を備えています。

ラショウモンカズラ（羅生門蔓）

濃い紫色が人目を惹く。下唇には濃い紫の斑点と長毛が見られます。渡辯綱（ワタナベノツナ）が羅生門で斬った鬼女の腕に見立てたと謂われています。



ヤマブキソウ（山吹草）



南高尾の峰から暗い樹林を下って来ると突然視界が開け一面が黄金色に輝いていました。五弁の山吹は木、これは四枚花弁の草です。

シロヤマシャクヤク（白山芍薬）



鬱蒼とした杉林の中で、そこにだけ陽が射していて、純白の花が浮き立っています。清楚な透明感を漂わせ、輝くばかりの麗人に出会ったかのようです。

皆さんも高尾山で可憐な野草に逢ってみませんか。

## 悼

生前のご功績を忍び、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

飯野いま子氏（中央分区）

平成 31 年 1 月 28 日ご逝去

## 編集後記

平成の御代、最後の発行となりました。108 号は除夜の鐘を衝き終わった体です。仏教の用語、「煩惱」の通俗的な数が 108 で、小は 3 から、大は 84,000 まであるのだそうです。

今号は「再犯防止の特集」また「高尾山の野草」が自信の掲載記事です。新元号での次号以降は、写真の活用、色遣いなどに留意して、「分かりやすい」「読みやすい」内容実現をさらに心がけて参ります。（柴田記）